

| | | |
|--------------------------|------------------|------|
| ○統計法施行令（平成十九年法律第五十三号）抄 | 統計法施行令の一部を改正する政令 | 参照条文 |
| ○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）抄 | | |
| | | 1 |
| | | 1 |

○統計法（平成十九年法律第五十三号）抄

第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）抄

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては、それぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に同じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについては、それぞれ同表の第一欄に掲げる当該事務の区分に同じ都道府県知事が同表の第二欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては、それぞれ同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては、それぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に同じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては、それぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に同じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては、同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に同じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

別表第一（第四条関係）

| | | | |
|---|---|--|---------------------------------------|
| <p>一 産業分野における事業所の及び活動からなる経済的及び全国的及び地域別にかき明らるる目的とする基本的</p> | <p>基幹統計</p> | <p>事務の区分</p> | <p>都道府県知事が行う事務</p> |
| <p>一 全ての産業分野における事業所の及び活動からなる経済的及び全国的及び地域別にかき明らるる目的とする基本的</p> | <p>統計調査員に関する事務</p> | <p>二 報告義務者（基幹統計調査の報告をする義務を負う個人又は法人その他の団体を含む。以下同じ。）に関する事務</p> | <p>一 統計調査員の設置に関する事務</p> |
| <p>二 報告義務者（基幹統計調査の報告をする義務を負う個人又は法人その他の団体を含む。以下同じ。）に関する事務</p> | <p>調査区（統計調査員が調査を担当すべき区域をいう。以下同じ。）に関する事務</p> | <p>二 報告義務者を把握するため</p> | <p>二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p> |
| <p>三 調査票の配布、取集、審査等に関する事務</p> | <p>三 調査票（都道府県知事が配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務</p> | <p>三 調査票の把握に関する事務</p> | <p>一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務</p> |
| <p>三 調査票（都道府県知事が配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務</p> | <p>六 調査票（市町村長が配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務</p> | <p>四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務</p> | <p>市町村長が行う事務</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>その他の事務</p> | |
| <p>九 臣、他の都道府県知事並びに</p> | <p>四 事務 調査票（都道府県知事が取 集すべきものとして総務省 令・経済産業省令で定めるも のに限る。）の取集に関するも の事務 五 報告を求めるとして事業所 の名称及び所在地並びに当該 事業所において事業が営まれ ているか否かの別に限定した 調査の実施並びに当該調査の 結果に基づく調査票の作成に 関する事務 六 市町村長に対する前二号に 規定する調査票（市町村長が 審査すべきものとして総務省 令・経済産業省令で定めるも のに限る。）の送付に関するも の事務 七 第四号に規定する調査票 （前号に規定するものを除 く。）の審査及びこの項第四 欄第八号に規定する調査票の 二次的な審査に関する事務 八 第四号に規定する調査票へ の必要な事項の記入に関する 事務</p> |
| <p>十一 町村長との連絡に関する事務</p> | <p>七 調査票（市町村長が取集す べきものとして総務省令・経 済産業省令で定めるものに限 る。）の取集に関する事務 八 前号及びこの項第三欄第六 号に規定する調査票の審査に 関する事務 九 前号に規定する調査票への 必要な事項の記入に関する事 務 十 都道府県知事に対する第八 号に規定する調査票の送付に 関する事務</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>備考</p> <p>一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求めたものを行う場合における同項の名称、所在地、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したものは「総務省令」と、同項第三欄第九号中「総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに」とあるのは「総務省令」と、</p> | <p>二、十</p> <p>(略)</p> | |
| | <p>(略)</p> | |
| | <p>(略)</p> | <p>市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十一 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十二 市町村長の実施状況の把握に関する事務</p> <p>十三 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査に必要な事項の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十四 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p> |
| <p>(略)</p> | <p>十二 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十三 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十四 都道府県知事に対する調査の必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十五 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十六 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p> | |

- 大臣、他の都道府県知事及び」と、同欄第十三号及び第十四号中「総務大臣及び経済産業大臣」とあるのは「総務大臣」と、同欄第四欄第九号中「前号」とあるのは「第七号」とする。
- 二 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求め事項を事業所の名称、所在地、工業出荷額その他の工業の実態を明らかにするための事項に限定したものを掲げる場合における同項の規定の適用については、市町村長は、同欄第四欄第五号から第七号までに掲げる事務は行わないものとする。
- 三 前二号に規定する場合以外の場合における一の項の規定の適用については、市町村長は、同欄第四欄第五号に掲げる事務は行わないものとする。
- 四 二の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例（以下「事務処理特例条例」という。）の定めるところにより二の項第三欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同欄第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同欄第三欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施及び当該立入検査等の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。以下この号において同じ。）を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同欄第四欄第二号から第四号まで及び第十号に掲げる事務は行わないものとする。
- 五 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。
- 六 四の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同欄第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同欄第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同欄第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。
- 七 五の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いづれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。以下この号において同じ。）を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、

同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

八 第四号及び前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄又は五の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するため、当該市町村長の必要措置を講じなければならぬ。秘密の保護に関する事項を定めた契約の結果、他の必要な措置を講じなければならぬ。特別区の区域に於ける同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

九 第十の項の規定の適用については、特別区及び市町村長に含まれないものとし、特別区の区域に於ける同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。